

## ○世田谷区農業委員会委員の募集要領

### 【募集の概要】

令和8年7月29日をもちまして、現在の農業委員の任期が満了します。

そこで、世田谷区では、7月30日から3年間の任期を務めていただく新たな農業委員を任命するにあたり、区内各農業協同組合などに農業委員の推薦を依頼するとともに、農業委員の公募を行います。公募の対象となるのは、農業に識見を有する区内在住、在勤又は在学の18歳以上の方です。

#### 1 募集期間

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）まで

#### 2 募集人数

1名

#### 3 応募資格

区内在住、在勤又は在学の18歳以上で農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる方とします。

なお、次のいずれかに該当する方は、応募することができません。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

(3) 農業委員の任命を予定する日において、法令等により兼職が禁止されている職に就いている方

※ (1)・(2)については、該当の有無を確認するため、関係機関に照会することを承諾していただきます。

#### 4 応募方法

別添応募申込書に所要事項を記入し、押印のうえ、提出してください。

##### (1) 提出方法

都市農業課窓口への持参又は郵送（**提出期間内必着**）にて受け付けます。

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けません。

##### (2) 提出先

世田谷区役所三軒茶屋分庁舎4階 経済産業部都市農業課  
(〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7)

##### (3) 提出期間

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）まで

※窓口持参の場合は、土・日・祝日を除きます。

##### (4) 窓口受付時間

午前9時から午後5時まで

##### (5) 募集要領及び申込様式の入手方法

- ・世田谷区ホームページよりダウンロード
- ・都市農業課窓口での配布

## (6) その他

- ・提出された応募申込書は返却いたしません。
- ・法律等の規定により、応募申込書に記入された事項は、募集期間中及び期間終了後において、住所、生年月日、連絡先及び承諾事項を除き、全て公表（世田谷区ホームページ・都市農業課窓口における閲覧）の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

## 5 候補者の選考

評価委員会を設けて候補者を選考します。なお、必要に応じて、記入いただいた内容について問い合わせさせていただくことや、追加の書類提出を求めること、面接を実施することがあります。

また、選考にあたっては、農業に関する識見や農地等の利用、最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、職務を適切に行うことができるかどうか等を経歴等から総合的に判断します。

選考の結果、候補者になった方につきましては、世田谷区議会の同意を得て、区長が農業委員として任命します。

## 6 選考結果の通知

選考結果は、評価委員会における選考決定後、応募した方本人宛に郵送通知します。

なお、電話等での結果に対する問い合わせにはお答えできません。

また、この時点ではあくまでも候補者として選考結果通知であり、任命決定の通知ではありません。この選考結果により、令和8年6月開催予定の区議会定例会において区議会での同意を得た後、区長が農業委員としての任命を行います。農業委員の任命決定等に関することにつきましては、候補者の方に改めて通知いたします。

## 7 個人情報の取扱い

応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、農業委員候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

## 8 任期

令和8年7月30日から令和11年7月29日まで（3年間）

## 9 職務（世田谷区農業委員会における主な業務）

### (1) 農業委員会総会

毎月1回（概ね月末）、農地法等に基づく転用届出や納税猶予制度に基づく各証明書発行に関する審議等

※総会とは別に、農業委員辞令交付等を行う特別総会を令和8年7月下旬に開催する予定です。

### (2) 現地調査

農地法に基づく転用届出時、生産緑地買取り申出や納税猶予申請時等における現地調査（事務局の依頼に基づき、担当地区委員が随時行います。）

### (3) 農地利用状況調査（農地パトロール）

農地法に基づき、年1回（9～10月頃）、担当地区内の農地が適正に肥培管理されているかどうかを確認する現地調査

### (4) 関係団体（一般社団法人 東京都農業会議等）が主催する研修会や講演会等への出席

## 10 身分及び報酬額

地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員として、世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

(報酬額：別途法定控除あり)

- ・会長（1人） 月額 51,000円
- ・会長職務代理者（1人） 月額 32,000円
- ・上記以外の農業委員（19人） 月額 28,000円

※報酬以外に現地調査、研修会等出席に伴う交通費（実費）も支給します。

## 11 留意事項

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期間外に提出があった場合
- (3) 応募にあたり著しく信義に反する行為があった場合

### 【問い合わせ先】

世田谷区経済産業部都市農業課（世田谷区農業委員会事務局）

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷区役所三軒茶屋分庁舎4階

TEL：03-3411-6660

FAX：03-3411-6635